

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程を指定する。なお、平成30年3月31日までに、法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請書及び第18条第2項の規定による計画通知書を提出した建築物（以下「申請等済みの建築物」という。）に係る特定工程及び特定工程後の工程については、平成24年3月2日及び平成25年2月22日の公示に定めるところによる。

1 中間検査を行う区域

県内全域（高松市の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物

次にいずれかに掲げる構造、用途及び規模に該当する一の建築物（新築に係るものに限る。）で、平成30年4月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請及び第18条第2項の規定による計画通知書を提出するものとする。ただし、申請等済みの建築物で、平成30年4月1日以後に当該建築物の計画の変更をするものを除く。

- (1) 主要構造部の全部又は一部が木造（在来軸組工法（軸組を設けて水平力に抵抗する工法をいう。）により建築されたものに限る。）の住宅（居住の用途に供する部分が延べ面積の2分の1を超えるものに限る。）で、延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以内であるもの
- (2) 床及びはりに鉄筋を配置する構造の共同住宅で、地上階数が3以上であるもの

4 指定する特定工程

- (1) 3の(1)に該当する建築物にあつては、軸組の工事及び当該軸組の部材を緊結する工事の工程
- (2) 3の(2)に該当する建築物にあつては、屋根を構成する部材及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

5 指定する特定工程後の工程

- (1) 3の(1)に該当する建築物にあつては、床、壁、天井等を設置して軸組を覆う工事の工程（4に規定する特定工程の施工のため必要な工事を除く。）
- (2) 3の(2)に該当する建築物にあつては、屋根を構成する部材及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

6 適用の除外

法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。